

平成26年12月1日

第65回 神戸市個人情報保護審議会

国民年金システムのサーバ移行並びに年金生活者支援給付金支給事務に係る情報項目の追加について

(保健福祉局)

神保高国第3383号  
平成26年12月1日

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村裕三様

神戸市長 久元 喜造



### 諮 問

神戸市個人情報保護条例第11条第1項及び第2項の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

### 記

国民年金システムのサーバ管理への移行並びに  
年金生活者支援給付金支給事務に係る情報項目の追加について

(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

担当：保健福祉局高齢福祉部国保年金医療課

国民年金システムのサーバ管理への移行並びに  
年金生活者支援給付金支給事務に係る情報項目の追加について  
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

◎：条例第11条第2項に該当する項目

【データ項目】

① 被保険者情報

被保険者

《基本》

記号番号

個人番号

氏名（漢字・カナ・通称名・AL）

生年月日

郵便番号

住所

電話番号

国名

住所判明日

不在決定日

資格得喪日

予定喪失日

満了日

免除区分 {法定免除・申請免除[1/4免除・半額免除・3/4免除・  
全額免除]・若年者納付猶予・学生納付特例}

資格月数（1・3号・任意）

免除・付加月数

《備考・特記》

特記コード {職権適用・重複取消番号・◎DV・その他特記 等}

特記事項

《転出入》

転入前住所

転入日

転出先住所

転出予定日

転入通知日

各種履歴

《異動履歴》

記号番号

異動コード {新規取得・資格喪失・市外転入・死亡・区間転出・  
種別変更・項目修正・免除猶予・特記事項 等}

異動事由発生日

異動届出日

異動概要

《法免履歴》

記号番号

法免該当日

法免消滅日

法免届出日

法免始期

法免終期

法免却下日

法免送付日

法免承認日

《免除履歴》

記号番号

免除区分

法免該当日

法免消滅日

免除届出日

免除始期

免除終期

免除却下日

免除送付日

免除承認日

免除年度

特別事情理由コード {失業・天災・離職・その他 等}

特別事情発生日

継続希望

《資格履歴》

記号番号

資格得喪日

資格得喪区分

加入種別

資格取得理由コード {学生・適用もれ・20歳到達・2号から移行・  
国外居住・3号からの移行・その他 等}

異動届出日

その他

《進達予定》

記号番号

進達有無コード  
進達報告順序  
異動コード  
記号番号 (変更前)  
年金種別 (変更前)  
番号管理搭載区分 (変更前)  
本配区分 (変更前)  
記号番号 (変更後)  
年金種別 (変更後)  
番号管理搭載区分 (変更後)  
本配区分 (変更後)

《付加・基金》

記号番号  
付加・基金加入区分  
付加・基金該当日  
付加・基金否該当日

## ② 税情報

### 賦課情報

賦課年度  
個人番号  
税整理番号  
特徴義務者番号  
扶養親族情報  
控除対象配偶者  
老人控除対象配偶者  
老人扶養者数  
みなしその他扶養者数  
みなし特定扶養者数

◎特別障害者控除対象数

◎障害者控除対象数

控除理由コード {◎特別障害者・◎障害者・老年者・寡婦・寡夫・勤労学生・特別寡婦}

### 所得情報

給与所得金額  
年金収入  
公的年金所得金額  
合計所得  
総所得金額  
所得額計

### 控除情報

雑損失控除額

医療費控除額  
社会保険料控除額  
小規模共済等控除額  
配偶者特別控除額  
肉用開墾控除額  
生命保険料控除額  
個人年金控除額  
控除額計  
学生猶予総控除額

市民税課税有無  
所得課税有無  
固定資産評価額  
繰越損失  
繰越損失控除前所得  
税扶養者数  
    税年少扶養者数  
    税一般扶養者数  
    税特定扶養者数  
    税同居老親者数

#### 扶養情報

賦課年度  
扶養義務者宛名番号  
扶養義務者氏名（漢字・カナ）  
扶養義務者性別  
扶養義務者生年月日  
扶養義務者続柄  
被扶養者宛名番号  
扶養区分  
扶養否認 {所得要件超・他所得者と重複・その他 等}  
更正年月日（新規等処理年月日）  
被扶養者宛名番号  
被扶養者氏名（漢字・カナ）  
被扶養者生年月日  
被扶養者性別  
被扶養者続柄

#### ③ 受給権者情報（◎障害基礎）

受給権者  
証書番号  
個人番号  
氏名（漢字・カナ・通称名）  
性別

生年月日

郵便番号

住所

電話番号

転入前・転出先住所

異動コード {新規裁定・市外転入・区間転入・取消・失権・転出・区内転居  
氏名変更・項目修正 等}

受給開始日

受給終了日

未支給請求者氏名

続柄

支給区分

年金種別 (公的年金)

開始日

証書番号 (公的年金)

◎障害区分

◎障害認定区分

◎障害認定期間

◎障害基礎加算者

個人番号

加算対象者氏名

生年月日

続柄

受給権者異動履歴

証書番号

異動コード

異動届出日

異動概要

④ 住記情報

基本情報

世帯番号

個人番号

異動年月日

届出年月日

氏名 (漢字・カナ・通称名・AL)

性別

生年月日

住民票コード

住所

郵便番号

住定異動年月日

住定届出年月日  
住定異動事由  
続柄  
住民年月日  
住民届出年月日  
住民事由  
筆頭者  
転入前住所  
世帯主氏名 (漢字・カナ)  
備考  
前住所  
転出先住所  
転出予定日  
転出届出日  
転出確定住所  
転出確定年月日  
転出確定通知年月日  
住なく年月日  
住なく届出年月日  
住なく事由  
併記名  
世帯主個人番号  
在留資格  
在留期間  
国籍  
世帯区分  
住民種別  
外国人住民年月日  
第 30 条 45 規定区分  
在留 CD 等番号  
行政欄関連情報  
国保\_国保番号  
国保\_保険者番号  
国保\_資格異動年月日  
国保\_資格異動事由  
年金\_年金番号  
年金\_種別  
年金\_資格異動年月日  
世帯続柄情報  
個人番号  
世帯番号



続柄

開始年月日 (世帯続柄)

終了年月日 (世帯続柄)

世帯入異動日

世帯出異動日

⑤ 給付金情報 (※新規追加情報)

給付金基本

記号番号

個人番号

氏名 (漢字・カナ・通称名・AL・変更前)

性別

生年月日

郵便番号

住所

異動コード {認定請求・市外転入・区間転入・給付喪失・死亡・市外転出・  
氏名変更・項目修正・認定送付・認定結果・特記事項 等}

資格区分

資格得喪日

資格得喪区分

年金種別

給付喪失理由コード

転入前住所

転入日

転出先住所

転出予定日

転入通知日

特記

給付候補者

氏名 (漢字・カナ)

生年月日

性別

記号番号

事務区分 {老齢・◎障害・遺族}

所得証明対象年

所得証明年月日

老齢所得情報

世帯課税区分

前年所得合計額

◎障害遺族所得情報

前年所得合計額

雑損控除額  
医療費控除額  
社会保険料控除額  
小規模企業共済掛金控除額  
配偶者特別控除額  
免除所得額  
障害者控除該当  
特別障害者控除該当  
寡婦(夫)控除該当  
寡婦(夫)控除特例該当  
勤労学生控除該当  
控除対象配偶者数  
老人控除対象配偶者数  
障害者控除対象配偶者数  
特別障害者控除対象配偶者数  
特定扶養親族人数  
16歳以上19歳未満扶養親族人数  
個人番号  
住民状態 {住登者・転出者・死亡者・その他消除者・転確者・住記取消}  
住所  
郵便番号  
住なく年月日  
住なく事由  
住民種別  
市民税課税区分  
異動履歴  
記号番号  
異動コード  
異動届出日  
異動概要

# 国民年金システムのサーバ管理への移行並びに年金生活者支援給付金支給事務に係る情報項目の追加について

## 1. 趣旨

現行の国民年金システム（以下、「現行システム」という。）は企画調整局情報化推進部に設置されているホストコンピュータ（以下、「ホストコンピュータ」という。）で運用しているが、当該ホストコンピュータは平成28年度末を目途に廃止されるため、サーバ管理へ移行する必要がある。

また、低所得の高齢者・障害者等年金生活者への新たな福祉的な給付措置として、年金生活者支援給付金の支給に関する法律（以下「年金生活者支援給付金法」という。）が平成24年11月に公布され、平成27年度から国（日本年金機構）が年金生活者支援給付金を支給する予定である。本市においては、「年金生活者支援給付金支給事務」として、給付金請求書の受理等の法定受託事務を新たに行う必要がある。

そこで、現行システムについて、当該事務に必要な情報項目を追加するとともに、サーバ管理への移行をあわせて実施する。

## 2. 概要

### 2. 1 サーバ管理への移行の概要

#### (1) 基本方針

現行システムで実現している国民年金第一号被保険者並びに障害基礎年金受給者に係る資格情報・所得情報・免除情報の入力・照会機能、及び関係者の所得情報の照会機能は継承するが、住記情報、所得情報等の連携処理については、サーバ管理への移行に合わせて処理方法を変更する。

#### (2) 情報連携処理について

現行システムでは、連携処理はホストコンピュータ上で行われているが、移行後の新システムにおいては、共通基盤システムを介して行う。

### 2. 2 年金生活者支援給付金支給事務の概要

#### (1) 年金生活者支援給付金（詳細は別紙1）

所得額が一定の基準を下回る低所得の老齢・障害・遺族基礎年金受給者に対して年金生活者支援給付金（以下「給付金」という。）が支給される。

#### (2) システム化の範囲

給付金支給事務のうち、下記の市町村法定受託事務をシステム化の範囲とする。

- ア 給付金の受給資格者等の収入の状況に関する情報（年金受給者にかかる世帯非課税及び本人所得）の日本年金機構への提供
- イ 現在国民年金の事務において、市町村が裁定請求書の受理等を行うこととされている基礎年金受給者について給付金請求書の受理等
- ウ 上記ア・イに付随する相談業務

## 3. 効果

- (1) サーバ管理への移行については、従来のホストコンピュータでの運用と比較すると単独の業務運用となるため、業務事情に合わせた柔軟な運用（時間延長等）が可能となる。
- (2) また、ハードウェアに関するコスト（機器リース・保守）の低減が見込まれる。
- (3) 給付金支給事務につき、支給要件を判定するうえで必要となる所得等情報の設定に際し給付候補者情報を蓄積することにより、給付候補者の特定処理を正確かつ迅速に行うことが可能となり、事務処理の効率化が図れる。
- (4) また、給付金請求書の受理や相談等の窓口事務においても、必要な情報を迅速・確実に検索することが可能となり、市民サービスの向上に資する。

#### 4. 実施計画

～平成26年12月末	システム改修
平成27年1月～	共通基盤システムとの接続・連携テスト開始
平成27年2月	研修
平成27年3月	仮稼働
平成27年4月	本番稼働

#### 5. 件数

##### (1) 被保険者等（平成25年度末）

国民年金加入者	第一号被保険者	225,117人
	任意加入被保険者	4,262人
免除者	法定免除者	21,412人
	申請免除者	84,228人

##### (2) 給付金支給対象数（推定）

全国	790万人
神戸市	10～12万人

#### 6. 個人情報の保護

現行システムでは、「神戸市個人情報保護条例」及び「電子計算機処理に係るデータ保護管理規程」に基づき、以下のとおり厳格に対処しており、本件に対しても同様に扱う。

また、本事務事業の所管課長は、個人情報に係るデータについて、記録媒体の管理、電子計算機、端末機の操作管理・使用状況の管理、保安措置など適正かつ厳格に行う。

さらに、システムの保守・運用については、契約に基づき、委託事業者にも上記の措置を徹底させる。

日本年金機構へ提供する個人情報については、その適正な取り扱いについて、覚書等に明記して確認する。

##### (1) システム上の保護

- ① 端末機の操作に当たっては、職員証とパスワードによる認証を行い、端末機の操作を関係職員に限定し、かつ、操作に関するログを取得する。
- ② 個人情報に係るデータについては、端末機には保存せず、入退室管理用IDカードにより、入退室制限を設けた保管施設に設置されているサーバで一括管理する。
- ③ 端末機とサーバは専用回線により接続し、外部からの不正アクセス行為を受けることを防止するとともに、コンピュータウィルスからの感染を防止する。

## (2) 運用上の保護

- ① サーバを管理している保管施設への入退室は関係職員のみ限定し、入退室の状況を記録する。
- ② パスワードは定期的に変更するとともに、操作の状況を記録する。
- ③ 保存年限を経過したデータは、速やかに消去し、データ記録媒体は記録の内容が復元できない状態にして破棄する。
- ④ 保存年限を経過した帳票は、シュレッダー処理の焼却処分などの方法で確実かつ速やかに廃棄する。
- ⑤ 個人情報の適正な取扱いを確保するために、関係職員に対して必要な研修及び指導を行うとともに、個人情報の適正管理について点検を行う。

## (3) データ利用上の保護

### ① データの利用承認

現行のシステムにおいても、データ利用承認を住民記録システム・課税システムの業務所管課長より得ているが、サーバ管理への移行後も引き続き同じデータ項目につき利用承認の申請を予定している。

### ② 連携データの項目制限

共通基盤システムより連携される他システム連携データについては、共通基盤システムから定義情報等を得られた項目のみに限定するフィルタをかけることにより、不必要な項目の利用を防止する措置を講ずる。

## 年金生活者支援給付金について

低所得の高齢者・障害者等年金生活者への福祉的な給付措置として、年金生活者支援給付金法の施行に伴い、下記の年金生活者支援給付金を支給する。

### ① 老齢年金生活者支援給付金

**所得基準** 以下2条件とも満たす

- ・世帯全員非課税（4月1日現在世帯）
- ・前年の[年金収入]+[その他所得] が満額の老齢基礎年金額（平成27年度で774,700円）以下

**支給基準額（月額）**

- ・5,000円

**支給額（月額）**

- ・次のA+Bの金額

A 支給基準額（5,000円）×保険料納付済期間／480月

B 満額の老齢基礎年金月額×（保険料免除期間／480月）×1／6\*

※4分の1免除期間の場合には1／12

例 360月納付・120月全額免除の場合

A = 5,000円 × 360 / 480 = 3,750円

B = 64,400円 × 120 / 480 × 1 / 6 = 2,683.33円

A + B = 6,433.33円

給付額 6,433円（50銭未満切り捨て・50銭以上1円未満切り上げ）

### ② 補足的老齢年金生活者支援給付金

老齢年金生活者支援給付金の支給によって所得の逆転が生じないように老齢年金生活者支援給付金に準ずる補足的な給付金を支給する。

### ③ 障害年金生活者支援給付金及び遺族年金生活者支援給付金

**所得基準**

- ・20歳前障害基礎年金と同様の所得基準（単身者の場合4,621,000円）

**支給基準額（月額）**

- ・5,000円

（1級障害基礎年金受給者の給付額は6,250円）

